

## 検討の経緯

- 昨年6月に厚生労働省の「薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会」において、仮に現状の入学定員を維持した場合、将来的な薬剤師の供給過剰、ひいては待遇面を含む就職先の確保が困難となり、優秀な学生確保が困難となる可能性等に対する懸念が示され、「入学定員数の抑制も含め教育の質の向上に資する、適正な定員規模のあり方や仕組みなどを早急に検討し、対応策を実行すべき」との報告がとりまとめられた。
- 薬剤師制度の所管省庁からの要請を受け、昨年10月より、文部科学省において、「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」（高等教育局長）の下の「薬学部教育の質保証専門小委員会」において検討し、本年7月に基本的方向性をとりまとめたところ。
- また、「歴史の転換点における財政運営」（令和4年5月25日 財政制度等審議会）において、「薬剤師数の増加については、将来的に薬剤師が過剰になると予想されており、増加傾向にある薬学部・薬科大学の入学定員数の抑制も含め教育の質の向上に資する、適正な定員規模の在り方や仕組みなどを早急に検討し、対応策が実行されなければならない。」としている。
- 8月16日に開催した「薬学系人材養成の在り方に関する検討会」において、「薬学部教育の質保証専門小委員会」のとりまとめについて報告し、地域偏在への対応は例外としつつ、入学定員の抑制方針を含む方向性がとりまとめられた。

## 薬学部教育の改善・充実の方向性

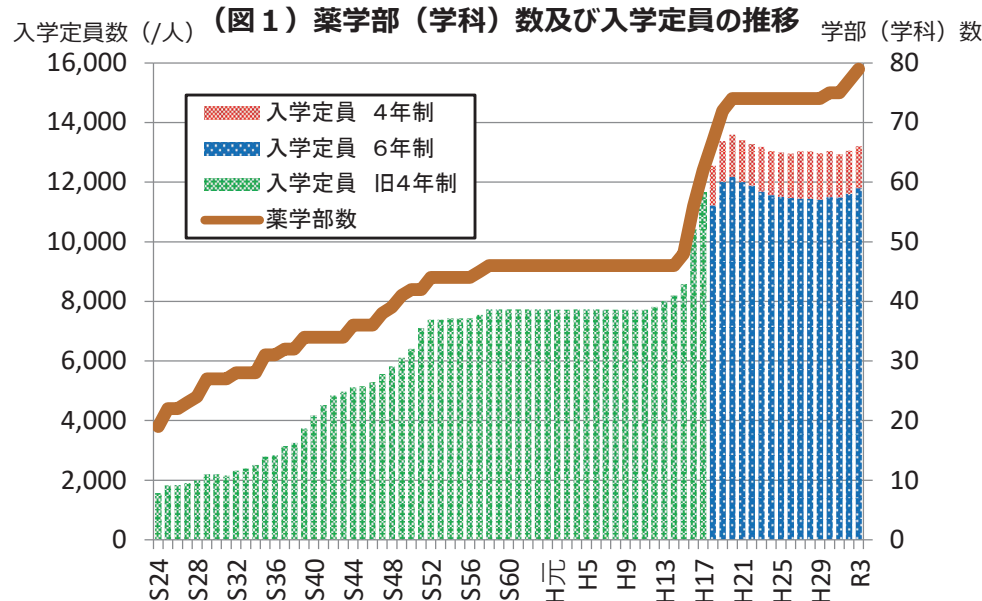
### 【定員抑制】

1. 薬剤師を養成する役割である6年制課程の薬学に係る学部・学科の設置及び収容定員増については、抑制方針をとる。【学部学科の新設・収容定員増加の抑制】
2. ただし、薬剤師の地域偏在が指摘されており、地域における需要を踏まえ人材養成の必要性がある場合は、上記の例外として取り扱う。【地域偏在への対応】
3. 定員未充足の大学に対しては、教育未来創造会議第一次提言を踏まえ、私学助成の減額率の引き上げや不交付の厳格化など、メリハリある財政支援により、一層の入学定員の適正化を求める。【既存大学における定員の適正化】
4. 一定期間経過後、当該例外措置の見直しも含め、地域における社会的な薬剤師の養成に係る需要等に照らし検討を行い、必要な措置を講じる。
5. 医薬品開発を担う人材や研究者等を養成する4年制薬学部は抑制方針には含まない。

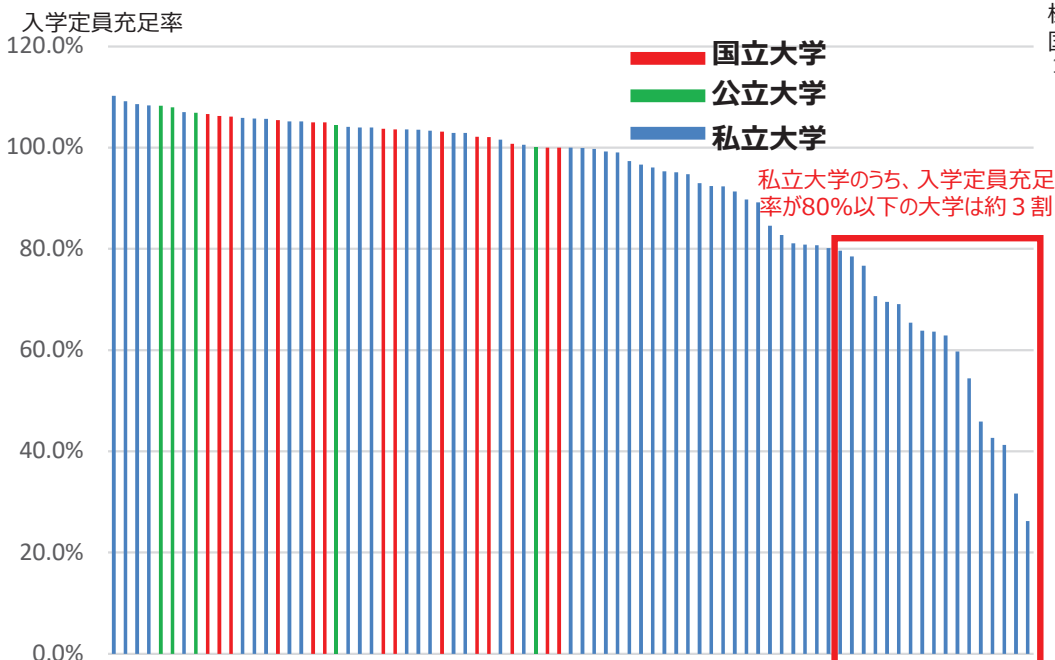
# 薬学部教育の現状と課題

## 【現状と課題】

- 平成15年度から平成20年度にかけて28学部が増加（6割増）。平成30年度から令和3年度に公立（2学部）、私立（3学部）の新設が行われた。（**図1**）
- 既設大学の定員は、過去10年間で約1割（約1100名）削減しているが、新設大学の参入（33学部増、約3700名増）により養成規模は大幅に増加。
- 私立大学薬学部の志願倍率、入学志願者数は減少傾向が続いており、入学定員充足率が80%以下の大学は約3割に達している。（**図2**）
- 新設大学を中心に標準修業年限（6年）での国家試験合格率は、低い傾向にあり、退学等の割合も高い傾向にある。（**図3**）



（図2）薬学部における入学定員充足率（過去3か年平均）



（図3）薬学部における標準修業年限内での国家試験合格率（過去3か年平均）

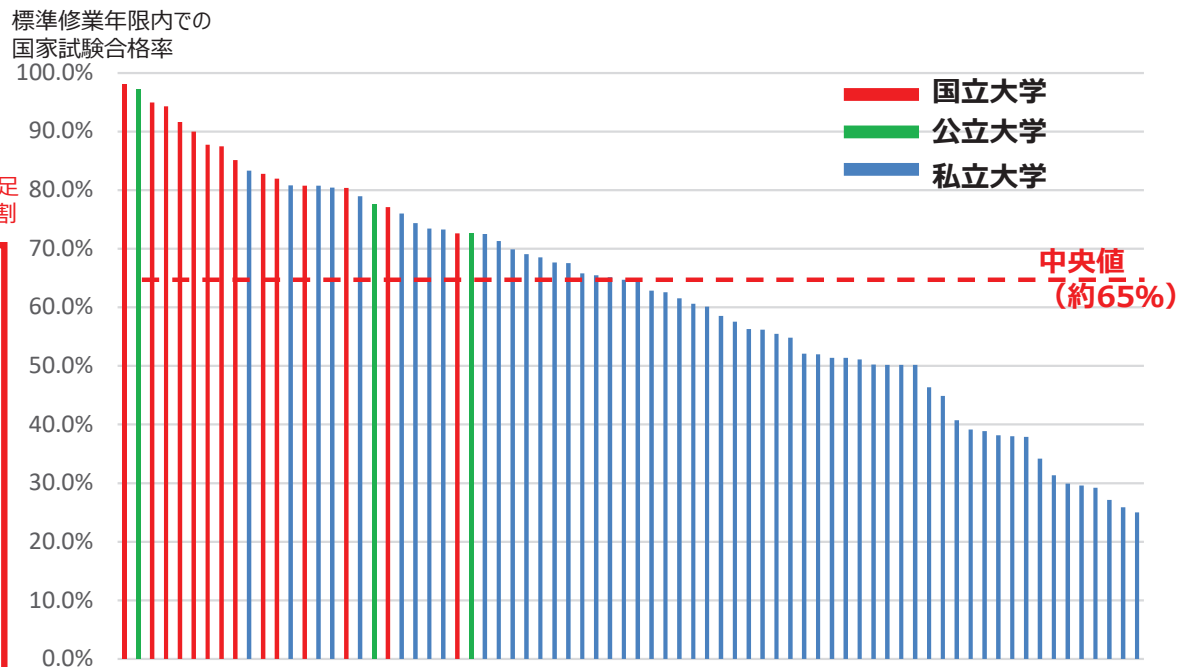


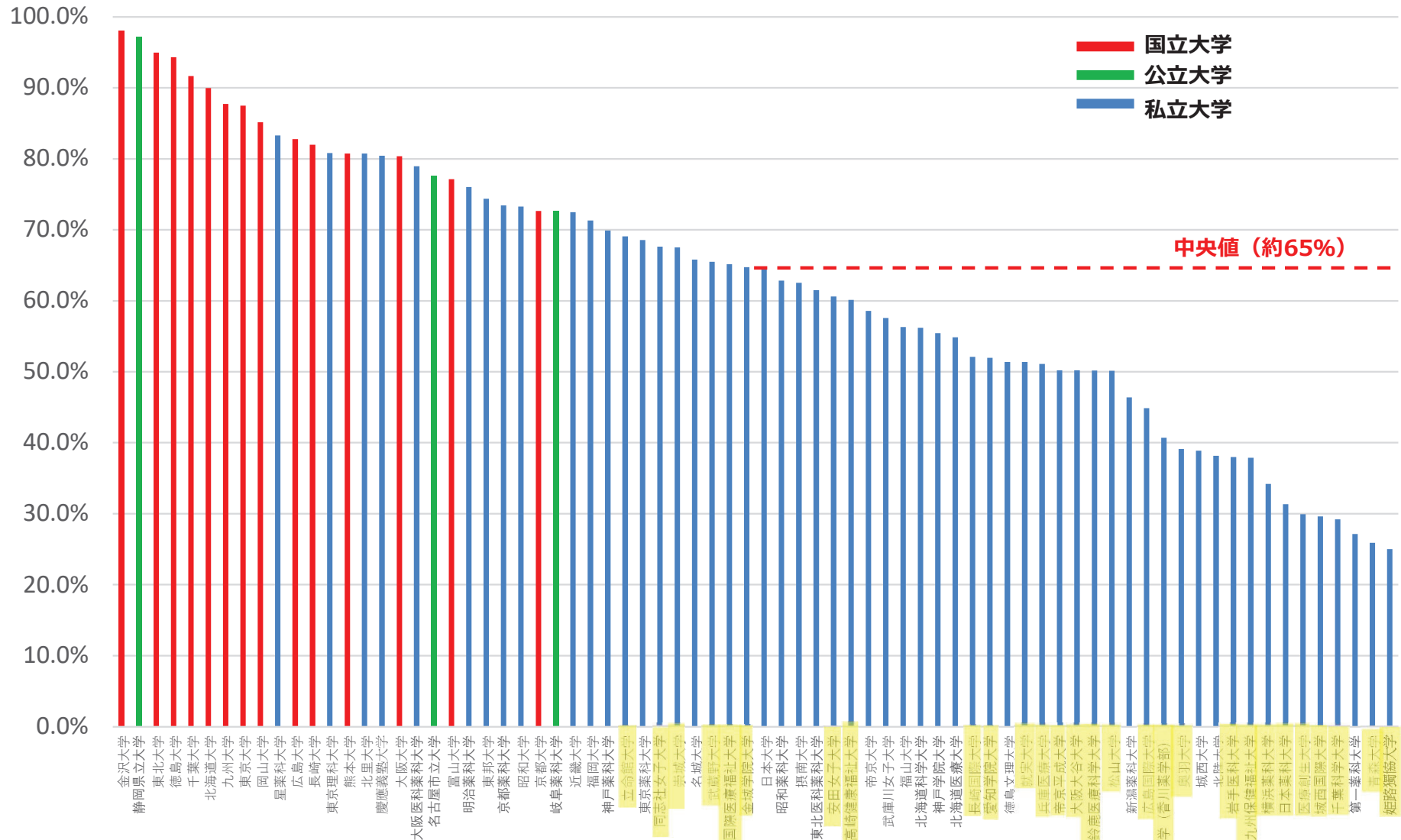
図2、図3について

※ 令和元年度から令和3年度の3か年の平均値を算出。北海道大学、東北大学、千葉大学、東京大学、金沢大学、徳島大学、静岡県立大学、大阪医科薬科（大阪薬科）大学は4年制課程等も含めて募集していたため、入学定員充足率については4年制課程等も含めた人数を、標準修業年限での国家試験合格率の入学人数（平成25～27年度）については6年制課程の入学定員に相当する人数等を用いた。

※ 国公私立大学薬学部値を降順に並べたもの。

# 6年制薬学部における標準修業年限内での国家試験合格率（過去3か年平均）

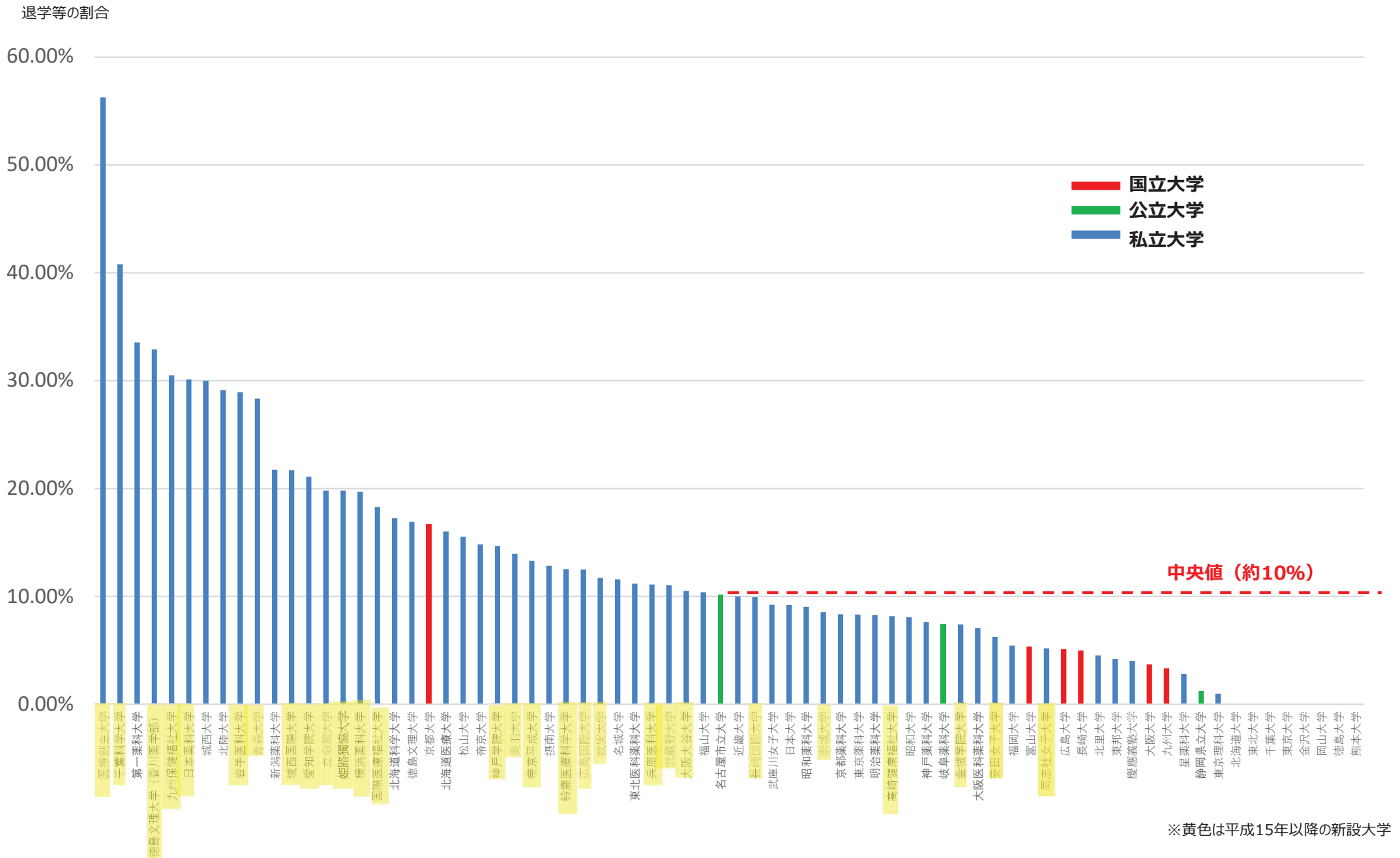
標準修業年限内での  
国家試験合格率



※黄色は平成15年以降の新設大学

※ 令和元年度から令和3年度の3か年の平均値を算出。北海道大学、東北大学、千葉大学、東京大学、金沢大学、徳島大学、静岡国立大学、大阪医科薬科（大阪薬科）大学は、4年制課程等も含めて募集していたため、標準修業年限での国家試験合格率の入学者数（平成25～27年度）については6年制課程の入学定員に相当する人数等を用いた。  
 ※ 国公私立大学薬学部値を降順に並べたもの。

# 6年制薬学部における退学等の割合（令和3年度調査）



※ 「退学等の割合」の算出に用いた退学者数は、2015（平成27）年度に入学した学生のうち、2021（令和3）年4月1日までに、退学、転学、転学部、転学科、除籍等のいずれかの理由により、各大学、各学部、各学科から籍を抹消した者の総数とする。  
 ※ 入学時に6年制課程の薬学部等に所属することが決定していない場合には、6年制課程に在籍することが決定した時点の在籍者数を入学者数から算出。  
 ※ 国公立大学薬学部値を降順に並べたもの。

# 薬剤師の概要

## 業務等 ※薬剤師法（昭和35年法律第146号）

- 薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによつて、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。（法第1条）

## 現況

- 令和2年12月31日現在における薬剤師数は32.2万人（医師・歯科医師・薬剤師統計）  
このうち薬局薬剤師数は18.9万人、医療施設（病院・診療所）の薬剤師は6.2万人
- 6年制薬学部をもつ学校数（令和4年4月1日現在） 77大学79学部
- 令和3年2月実施の国家試験における標準修業年限内での合格率（平均値）は59.4%

薬剤師国家試験受験資格は6年制薬学部卒業者のみが得られる

